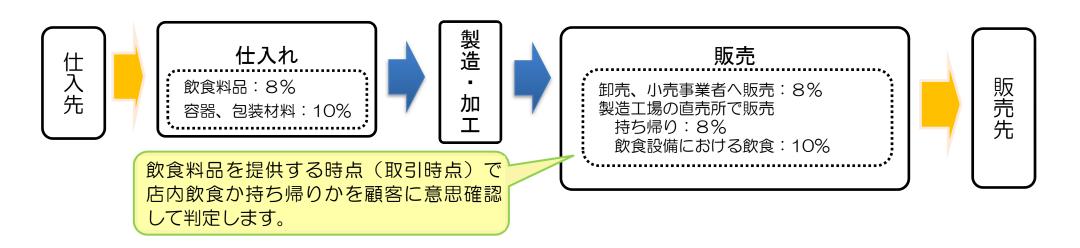
- 軽減税率の適用対象とならない「外食」(食事の提供)の範囲
- 軽減税率の適用対象とならない、いわゆる「外食」とは、飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいい、具体的には、①テーブルや椅子等の飲食設備がある場所で、②顧客に飲食させる役務の提供、とされています。
- 製品(食品)を消費者に直売する場所で、テーブルや椅子等の飲食設備を用いて飲食させる場合には、「外食」に該当し「標準税率」が適用されます。
- ※ 通常の持ち帰り販売には軽減税率が適用されますので、店内飲食か持ち帰りかの判定を、飲食料品を提供する時点 (取引時点)で行うこととなります。

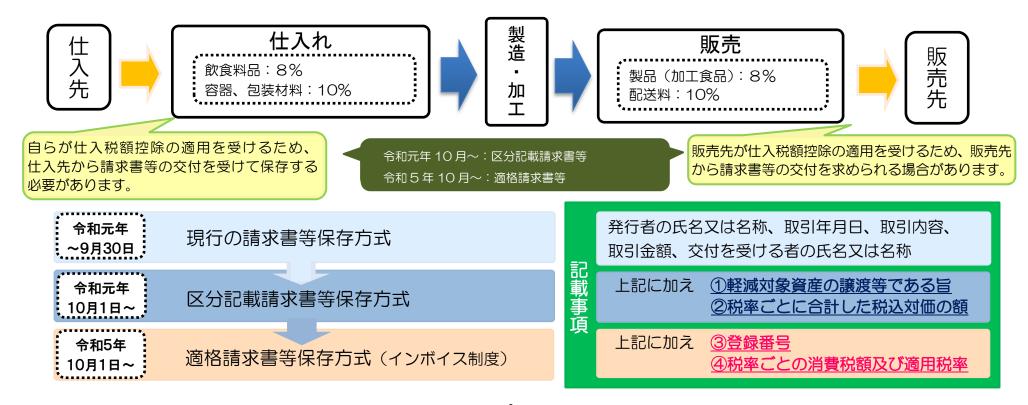


製造工場等の直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

3 請求書等の保存に関する留意点

- 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等の変更点
 - 軽減税率制度の実施に伴い、税率が複数となることに対応した請求書等の保存については次のとおり変更されます。
 令和元年 10月1日から令和5年9月30日までは、「区分記載請求書等保存方式」
 令和5年10月1日からは、「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)
- 「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載事項に加え、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する必要があります。

また、「適格請求書等保存方式」では、さらに③登録番号、④税率ごとの消費税額及び適用税率を記載する必要があります。(※「税率ごとに区分して合計した対価の額」は税抜又は税込)



帳簿及び請求書等の記載事項の比較

(現行) 請求書等保存方式

(令和元年 10 月~) 区分記載請求書等保存方式

総勘定元帳 (仕入)

(令和5年10月~) 適格請求書等保存方式

	年	摘要	借方
月	B	△ △ 茲 車/セヒ	
11	30	△△商事㈱ 11月分	129, 600
		日用品及び食料品	

- ・課税仕入れを行った年月日
- ・課税仕入れに係る内容

帳簿

の記載事

請

求書等の記載事

項

昔方	
129, 600	

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・課税仕入れに係る支払対価の額

XX 月	年日	摘要	借方
11	30	△△商事㈱ 11月分 日用品	88, 000
11	30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43, 200

※軽減税率対象

現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係 るものである旨を記載します。

XX 年	摘要	借方
月 日	1100	1073
30	△△商事㈱ 11 月分 日用品	88,000
11 30	△△商事㈱ 11月分 ※食料品	43, 200

区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。

請求書 (株)〇〇御中 XX年11月30日 11 月分 129,600円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5, 400 円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンヘ゜ーハ゜ー	2, 160 円
i	i	i
	合 計	129,600円

△△商事㈱

- 書類の作成者の氏名 又は名称
- ・資産の譲渡等の年月 B
- ・課税資産の譲渡等に 係る内容
- 課税資産の譲渡等の 対価の額 (税込み)
- 書類の交付を受ける 事業者の氏名又は

請求書 株〇〇御中 XX年11月30日 11月分 131,200円(税込)

□ 1·J	面名	並領
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンヘ゛ーハ゛ー	2, 200 円
:	1	:
	合 計	131, 200 円
1	0% 対象	88,000円
_ E	3% 対象	43, 200 円
※軽減税	率対象	△△商事(株)

現行の請求書等の記 載事項に加え、以下を 加えます。 ①軽減対象資産の

- 譲渡等である旨 ②税率ごとに合計 した税込対価の

※①及び②の追加記 載事項は受領者の 追記可

請求書

(株)〇〇御中 XX年11月30日 11 月分 131, 200 円 (税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンヘ゜ーハ゜ー	2,000円
:	:	1
合 計	120,000円	消費税 11, 200 円
1004 24	49 00 000 EE	海弗科 0 000 田

10%対象 80,000円 消費税 8,000円 8%対象 40,000円 消費税 3,200円

※軽減税率対象

登録番号 XXXXXXXXX

△△商事(株)

区分記載請求書等の 記載事項に加え、以 下を加えます。

- ③登録番号
- ④税率ごとの消費 税額及び適用税
- ※税率ごとに合計し た対価の額は税抜 き又は税込みで記 載します。

①軽減対象資産の譲渡等である旨

②税率ごとに合計した税込対価の額

③ 登録番号

④税率ごとの消費税額 及び適用税率

○ 区分記載請求書等の記載事項に関する留意点

≪「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載≫

- 「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、※印などの記号を用いる方法、税率ごとに商品明細を区分する方法、税率 ごとに請求書等を分ける方法など、客観的に明らかといえる程度の表示が必要です。
 - ※ すべてが軽減税率の対象である場合には、「全商品が軽減税率対象」と記載するなどにより明らかにします。この場合、「税率ごとに合計した税込対価の額」について標準税率分の対価の額をO円と表示することは必要ありません。

≪一定期間のまとめ記載≫

• <u>日々の取引は納品書等</u>に記載し、<u>一定期間まとめて請求書を交付</u>する場合において、納品書等と請求書の相互の 関連性が明確であるときは、これらの書類全体で記載事項を満たすことも可能です。

≪請求書等への追記≫

- 仕入先から交付を受けた「区分記載請求書等」について、①軽減対象資産の譲渡等である旨、②税率ごとに合計 した税込対価の額の記載がない場合は、取引の事実に基づき、①、②の事項に限り、自ら追記することも可能です。
 - ※ 免税事業者からの仕入れにつき、仕入税額控除を行う場合であっても、これまでの請求書に①、②の記載事項のある 区分記載請求書等の保存が必要です。ただし、①、②の記載がない場合には、追記で対応することも可能です。

参(考

~ 適格請求書等保存方式(令和5年10月~)を見据えたシステム改修~

適格請求書として必要な記載事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなる ため、適格請求書の発行に対応したシステムへの改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。

- ※ 適格請求書には、登録番号の記載が必要です(登録の申請は、令和3年10月1日から受付開始)です。
- ※ 区分記載請求書等の記載事項のうち、「税率ごとに合計した税込対価の額」については、適格請求書の記載事項である「税率ごとに合計 した税抜対価の額及び消費税額等」を記載することとして差し支えありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ&A【制度概要編】

(「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載)

- 問 13 区分記載請求書等に記載する「軽減対象資産の譲渡等である旨」は、どのように記載したらよいですか。
- 【答】「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに10%や8%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます(軽減通達18)。
 - ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示し、明らかにしている場合
 - ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体 が軽減税率の対象であることが表示されている場合
 - ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、そこに記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合

(参考)「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載例

① 記号・番号等を使用した場合

(株)〇〇御中 XX年11月30日 11月分 131, 200円(税込) 11/1 小麦粉 ※ ① 5.400円 11/1 キッチンヘ゜ーハ゜ー 2.200円 11/2 牛肉 ※ ① 10.800円 131,200円 ② 10%対象 88,000円 43, 200円 8%対象 ※は軽減税率対象品目 ③ △△商事(株)

- ① 軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ② 税率ごとに合計した税込対価の額を記載
- ③ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

② 同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して区分記載請求書等を発行する場合

_				_
	〇〇御 [□] 1月分	請求書 <u>†</u> 131, 200円(税込)	XX年11月30日	
	日付	品名	金額	
	11/1	*	5, 400円	
	11/1	牛肉	10,800円	
	:	i	i	
(① ② 8%対象小計		43, 200円)
	11/2	キッチンヘ゜ーハ゜ー	2, 200円	
	-	;	:	
(1) 2	10%対象 小計	88,000円	
		合計	131, 200円	
			△△商事	te.

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

③ 税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合





- | ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみ | であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに合計した税込対価の額を記載

消費税の軽減税率制度に関するQ&A【個別事例編】

(一定期間分の取引のまとめ記載)

- 問 105 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1~11/30 野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】
- 【答】請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、○月○日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています(消法 30⑨ーロ)。

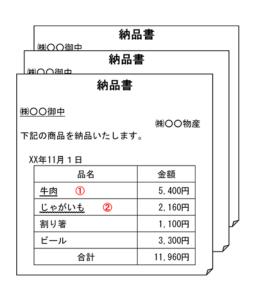
ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、令和元年 10 月以降は現行の制度において必要とされている記載事項に加えて、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されます(改正法附則 34②)。

また、例えば、同一の商品(一般的な総称による区分が同一となるもの)を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりませんが、請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、「11/1~11/30 野菜※」といったように、11月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

(参考) 一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例





(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

○ 適格請求書等保存方式(令和5年10月1日~)の留意点

≪登録制度の概要≫

- 課税事業者が適格請求書を発行するには、所轄税務署長に申請し、「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。
- 「適格請求書発行事業者」の登録は、適格請求書等保存方式が導入される2年前の令和3年10月1日から登録申請の受付が開始されます。
 - ※ 適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日に登録を受けるには令和5年3月31日までに申請が必要です。
- 交付を受けた請求書の作成者が適格請求書発行事業者か否かは、インターネットを通じて登録番号を基に確認できる仕組みとなります。
- 適格請求書に記載する登録番号の構成は、以下のとおりです。

法人番号を有する課税事業者: T+法人番号、それ以外の課税事業者: T+13 桁の数字

≪適格請求書の交付義務等≫

• 適格請求書発行事業者には、販売先(課税事業者に限ります。)から適格請求書の交付を求められた場合に、交付する義務があります。また、交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。

適格請求書発行事業者が、小売業、飲食店業、タクシー業などのように不特定かつ多数の者と取引を行う事業を行う場合には、適格請求書の交付に代えて、適格請求書よりも記載事項の少ない適格簡易請求書を交付することができます。

- ※ 交付困難な取引(3万円未満の公共交通取引、自動販売機取引等)は、交付義務が免除される特例があります。
- ※ 誤りがあった場合、修正適格請求書の交付義務があります。また、不正交付に対しては罰則があります。

≪仕入税額控除のための適格請求書の保存の特例≫

- 適格請求書の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。
- ※ 3万円未満の取引について、一律、帳簿のみの保存で仕入税額控除を可能とする現行の取扱いは廃止されます。

≪免税事業者からの仕入れ≫

- 免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができません。
- ※ 経過措置として令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和11年9月30日までは同50%が仕入税額控除可能です。

≪電磁的な記録による交付・保存≫

• 適格請求書の電磁的記録(いわゆる電子インボイス)による提供、保存も可能です。

- 4 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置(令和元年9月現在)
 - ※ 最新の情報についてはP17の各種HPをご覧ください
- 〇 「消費税軽減税率対策費補助金」及び「キャッシュレス決済・消費者還元事業」

≪レジ・システム補助金(消費税軽減税率対策費補助金)≫

- 消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や 受発注・請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助する制度です。
- ※本年より補助率が従来の「3分の2」から「4分の3」に引き上げられるなど拡充されました。

	複数税率対応レジ(A型)	電子的受発注システム(B型)	請求書管理システム(C型)
補助対象経費	レジ・タブレット本体、ソフトウェ	電子的受発注システムの改修、パッ	異なる税率を区分記載した請求書の発
	ア、券売機、レシートプリンタ等	ケージ製品の導入等	行システムの改修等
補助率	原則3/4以内	原則3/4以内	原則3/4以内
補助上限	レジ1台あたり20万円 ※商品マス	発注システムのみ 1,000 万円	1事業者あたり 150 万円以内
	夕の設定が必要な場合は 20 万円加	受注システムのみ 150 万円	※事務機器 1 台あたり 20 万円
	算。複数台申請 1 事業者 200 万円	受発注システム両方 1,000 万円	

※申請期限は令和元年12月16日まで。同年9月30日までに契約等の手続きを完了したもの。 ただし、B型は作業着手前の事前手続きが必要となるため、令和元年6月28日までに申請。

≪キャッシュレス・消費者還元事業≫

- ・①キャッシュレス決済端末、②決済端末の利用に必要な付属機器、③システム利用料、設置費用等、④タブレット、スマートフォン等、の導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。
- ・消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗は5%、フランチャイズチェーン加盟店等は2%を消費者に還元します。
- ※事業期間は令和元年10月~令和2年6月予定。令和元年4月から対象店舗の登録開始。

〇 その他の支援措置

≪ⅠT導入補助金≫

・ 中小企業・小規模事業者が、在庫管理システムや顧客管理システム等のソフトウェア・サービス等を導入する場合、上限額450万円、下限額40万円として、補助率2分の1以下で補助金を活用することができます。

≪ⅠT活用促進資金≫

• 軽減税率対象品目を取り扱う中小食品事業者が、電子計算機、周辺装置、末端装置及び関連設備を取得するために必要な設備資金について、 日本政策金融公庫から融資を受けることができる資金があります。

≪中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例≫

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該資産の合計額300万円を限度として、即時償却することができます。
- ※ パソコンやソフト、中古品も対象となります。ただし、対象となった償却資産は固定資産税の対象になります。
- ※ 中小企業者でも常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人は対象になりません。

≪商業・サービス業・農林水産業活性化税制≫

- 商業・サービス業者等(中小企業者に限る)が一定の器具備品並びに建物附属設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できます。
- ※ 認定経営革新等支援機関等のアドバイス機関から経営の改善(売上高等の伸び率が年2%以上となる見込みなど)に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けたものに限ります。

≪中小企業投資促進税制≫

・ 中小企業者が一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額 控除は、資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できます。

≪消費税法改正に伴う会計ソフト修正費用の取扱いについて≫

• POS のレジシステムや受発注システム・経理システム等について、制度改正に対応するために行うソフトウェアの改修は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、費用として処理することができます。

軽減税率制度全般に関する相談窓口

- 消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター) (9:00~17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日も受付) 専用ダイヤル 0120-205-553
- 消費税価格転嫁等総合相談センター (9:00~17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日も受付) 専用ダイヤル 0120-200-040

軽減税率対策補助金事務局 (レジ・システム改修関係)

- 0120-398-111 (通話料無料) (9:00~17:00 土日祝除く) (令和元年9月・10月の土曜日も受付)
- ポイント還元お問合せ窓口 中小・小規模事業者向け (キャッシュレス・消費者環元事業関係)
- 0570-000655 (10:00~18:00 土日祝除く)
- 軽減税率制度に関するさらに詳しい情報
- 国税庁 O&A
- ■国税庁軽減税率 HP■タックスアンサー
- (簡易課税制度)







国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度説明会に関する情報

税務署では都道府県・市区町村ごと、食品産業センター・ 食品等流通合理化促進機構はブロックごとに説明会を開催し ています。お近くの説明会にぜひご参加ください。

- 税務署主催
- ●食産センター主催 ●食流機構主催







軽減税率 説明会

検索

その他支援策・情報はこちら

●食料産業局軽減税率特設サイト

「消費税軽減税率制度に関する情報 | 「支援措置に関する情報 |





発行元

農林水産省 食料産業局食品製造課 ☎03-3502-8111 (内線 4355)